

監査報告書

特定非営利活動法人WELgee
代表理事 安齋耀太 殿

2025年6月11日

特定非営利活動法人WELgee

監事 東樹敏明



監事 井上智映子



私たち監事は、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、2024年4月1日から2025年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議における議事内容、また、理事及び使用人等からその職務の執行状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、ビデオライブ会議とデータ共有の方法により、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び活動計算書）及びその附属明細書並びに財産目録、計算書類の注記について検討いたしました。

2 監査意見

(1)事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2)計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上